

### 3. 個人投資家によるリスクキャピタル供給のための税制改革(要望)

#### (1) 株式等譲渡益課税の抜本的改革

##### ① 申告分離課税の改善

- ・譲渡損失の繰越控除制度の創設
- ・税率(26%)の引下げ
- ・長期保有上場株式等に対する優遇策(100万円の特別控除)の拡充・恒久化 等

##### ② 投資家にとって簡易な納税の仕組みの構築

- ・申告不要制度の創設  
(証券会社の段階で納税関係が終了する仕組み(別紙案))

##### ③ 円滑な制度移行のための経過措置

- ・取得価格が不明な株式への経過措置
- ・現行の源泉分離課税制度利用者への経過措置
  - 一 源泉分離課税制度(譲渡金額の1.05%)の継続的利用者を対象として、税率を引き上げた上で(例えば譲渡金額の2%程度)、当分の間、源泉分離課税制度の利用を認める。

#### (2) 配当課税の改善

- ・少額配当申告不要制度の限度額(1銘柄当たり年間10万円)の引上げ等

#### (3) 株式投資信託の税制改革

現行の源泉徴収課税の仕組みを維持した上で、投資家が申告した場合には、下記①～③の措置を受けることができることとする。

##### ① 損益通算制度の創設

- ・解約等差損の株式及び他の株式投資信託との損益通算制度の創設

##### ② 解約等差損の損失繰越制度の創設

##### ③ 長期保有株式投資信託の少額収益分配金特別控除制度の創設

#### (4) 高齢者貯蓄を経済活性化に役立たせるための贈与税の特例措置の創設

- ・個人の株式等投資を行うための親子間等贈与について贈与税の特例(5分5乗方式:株式等に長期運用することが条件)の創設 等